

令和2年度「大阪プロダクトエコシステム創出事業(販売戦略支援)」

委託先募集要項

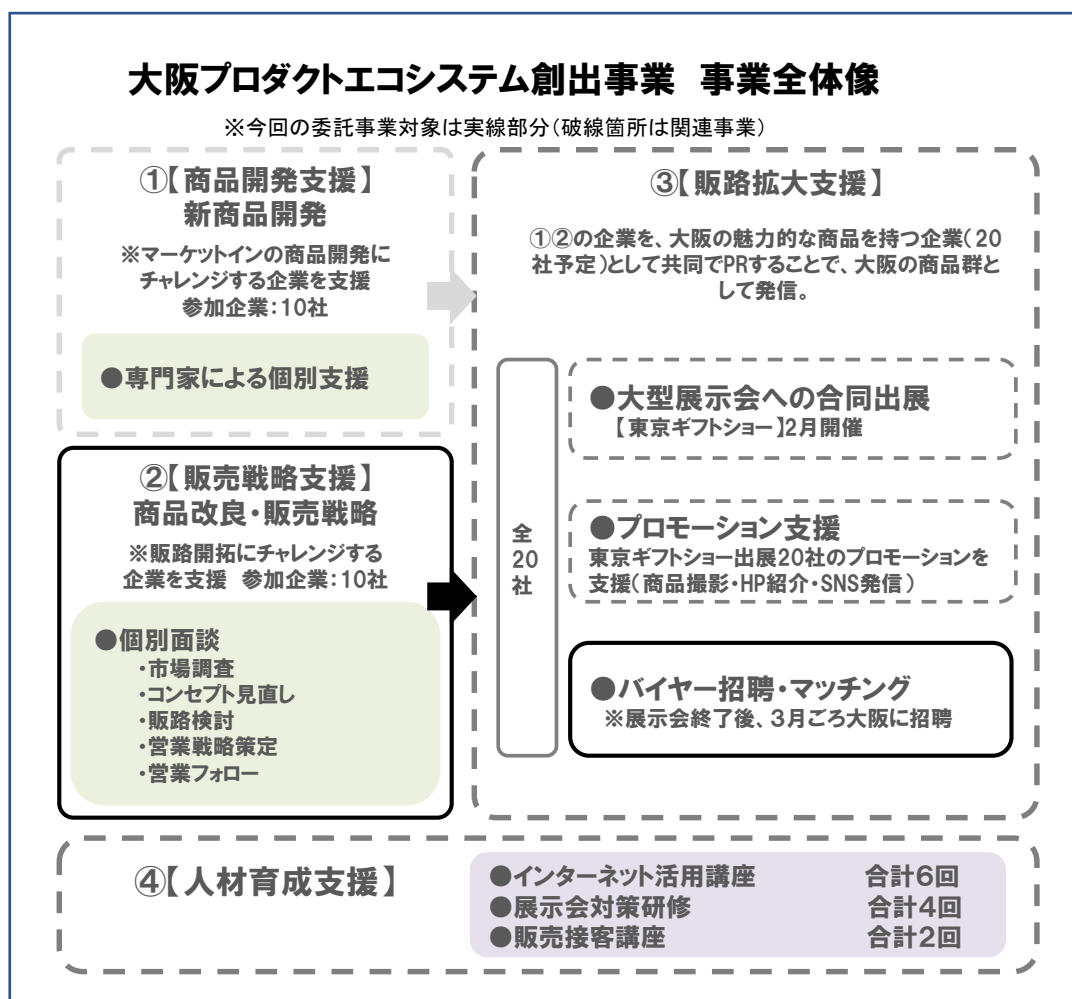
1. 業務の名称

令和2年度 大阪プロダクトエコシステム創出事業(販売戦略支援)

2. 業務の目的

大阪府内の中小企業や個人事業主の中には、既に商品を持っているものの、ターゲットや販路の選定、訴求内容のミスマッチにより、世に広く知られていない事例が多くある。この事業では、個別面談や合同研修を通じて、各社において販売戦略の見直しを促すと共に、別途機会提供する「第91回東京国際ギフト・ショー春2021(2021年2月3日(水)～5日(金)開催)(以下、ギフトショー)」への合同出展、バイヤーとの個別商談会を通して、市場調査や既存商品のブラッシュアップ、販路開拓支援を行うことを目的とする。

3. 業務の概要



(1) 事業参加者審査

今回の支援対象となる大阪府内の中小企業及び個人事業主 10 者(以下、事業参加者)を選定する上で、発注元が別途設置する審査会に加わる。事業参加者は、食品・非食品ともに対象とする。審査会は参加希望者によるプレゼンテーションを行う予定とし、最大1日間を要するものとする。審査会での合議をもとに、最終的に 10 者を決定するのは、発注元とする。

(2) 販売戦略検討・販路開拓支援

・事業参加者に対して、2020 年 8 月から 2021 年 3 月にかけて、1 者あたり 5 回以上の個別面談または合同研修等を通して、各事業者が既に持つ商品のブラッシュアップまたは販路開拓のフォローを行うこと。面談後は、アドバイスした内容と企業に課した課題を発注元が指示する書面にて報告すること。面談実施日時は、事業参加者と受託者で調整して決定することとするが、ギフトショー出展後に 1 回以上は面談を行い、状況把握と今後の方向性の検討を行うこと。

事業参加者は、既に販路開拓したい商品を持っているものとし、ブラッシュアップとは、市場や流通の意見を反映させて、商品または販売戦略全体についての見直しを行うこととする。販路開拓の機会については、ギフトショー及び下記に記載する個別商談会を活用すること。

・ギフトショーの開催期間において、現地で事業参加者の状況を確認し、適宜助言を行うこと。但し、開催期間中に常駐する必要はなく、展示ブースの設営や運営については業務の範囲外とする。

・最終的に、事業参加者の取り組み事例や成果、全社に共通する課題等についてまとめ、書面にて発注元に報告すること。

(3) バイヤーを招聘した個別商談会の開催

(1)の事業参加者 10 者に加え、別途発注元で募集・決定した 10 者の合計 20 者の中小企業・個人事業主の販路開拓を目的に、首都圏など広範囲の地域からバイヤー企業担当者(小売店や通信販売業など自社で販路を持つ企業担当者)を招聘し、2021 年 3 月に個別商談会を設定・運営すること。商談数は、商談を希望する各事業者につき1件以上、延べ25件を下限とし、可能な限り多く商談が行えるよう調整すること。尚、商談会会場は、発注元が指定する(大阪市中央区を予定)。

※新型コロナウイルスをはじめ感染症の拡大状況によって、事業運営に差し触りが出た際は、実施手法について協議を行い運営するものとする。

4. 応募資格

次のアからエまでの要件をすべて満たす者であること。

ア. 業務委託を履行することができ、円滑に業務を行うためのネットワークや体制が整備

されていること。

- イ. 自ら事業者として、事業活動の企画・運営を行う資力、信用並びに経営能力を有するものであること。
- ウ. 日本語でのコミュニケーションが円滑に図れること。
- エ. 守秘義務を遵守できること。
- オ. 国内法人の場合は、次のカからスまでの条件を満たすこと。
- カ. 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 条)第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者であるもの。
 - (イ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項の規定による観察処分を受けているもの。
 - (ウ) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- キ. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ク. 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ケ. 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度に都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- コ. 最近1事業年度の消費税及び地方消費税その他公租公課を完納していること。
- サ. 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。
- シ. 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

ス. 大阪府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。

(注) 申込者が応募資格を備えていると認められない場合は、審査の対象外とする。

5. 実施期間

令和2年7月1日(水)から令和3年3月31日(水)

令和2年7月1日(水)(予定) 委託契約締結

令和2年8月6日(木) 事業参加者申込締切

令和2年8月7日(金)～8月14日(金) 審査期間

令和2年8月17日(月) 事業参加者決定

令和2年8月18日(火)～令和3年3月 個別支援期間

令和3年2月3日(水)～5日(金)

第91回東京国際ナショナル ギフト・ショー春2021 合同出展

令和3年3月上旬 個別商談会

6. 委託料上限額

4,000,000 円以内(消費税込)

※事業費見積もりには、運営経費、その他諸経費及び消費税等を含むものとする。

7. 費用分担

商談会及び個別面談にかかる会場費用(大阪市中央区を予定)及び、招聘するバイヤーに対する謝金(上限あり)、第91回東京国際ナショナル ギフト・ショー春2021 出展ブース費用については、発注元で受け持つものとする。商品(パッケージ等も含む)や販促物の制作・改良にかかる費用及び契約や知的財産に関する費用などは、事業参加者が自社の判断の下で費用を負担するものとする。

8. 選定手続

(1) 質問の受付及び回答

① 受付期間

令和2年5月29日(金)午後5時まで(必着)

②提出方法

A. 下記電子メールアドレスにて提出すること。

・電子メールアドレス product@obda.or.jp

※電話・FAX等による質問は受け付けない。

B. 「件名」の始めに「【質問】」と明記すること。

③回答日

令和2年6月2日(火)(予定)にメールでの回答とする。

※寄せられた質問と回答は、質問者名を伏せてWEBに掲載する。

(2)企画提案書類の提出

①提出書類(全て原本1部、コピー5部。原本の提案書表紙と見積書には捺印のこと)

・企画提案書

※事業者のブラッシュアップ手法について記載すること。

※招聘可能なバイヤー企業名を記載すること。

※本業務担当チームの構成・プロジェクトリーダー名を明記すること。

・企画提案金額の見積書

※見積書作成の注意事項

見積根拠となる積算金額を詳細・明瞭に表示すること(工数・単価等)

・会社概要(会社パンフレット等)

・社内組織体制図

・過去3年間の本業務と同様の業務実績

②提出期限

令和2年6月10日(水)午後5時まで(必着)

③提出方法

提出期限までに下記提出先まで提出すること。原則郵送での提出とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等にて送付すること。

提出先:公益財団法人大阪産業局

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館13F

大阪プロダクトエコシステム創出事業担当

④その他

・応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれホッチキス留めして提出すること。

・受付期間終了後の提出・差し替えは認めない。

・提出内容について、補足説明等を依頼する場合がある。

・提出された書類に虚偽の内容があった場合は、無効とする。

・企画提案書の提出は、1者1案のみとする。

- ・この事業について提供した資料及びその他知り得た全ての情報について、許可なく他の者へ漏らすことを禁じる。
- ・事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。

(3) 審査・選定の実施及び方針

審査・選定については、当財団にて選考委員会を設置し、提出書類をもとに行う。プレゼンテーション審査は行わない。事前のヒアリングが必要と判断した場合は、応募者にヒアリングを行う。

(4) 選定スケジュール

令和2年6月10日(水)午後5時まで	提案資料提出締切(必着)
6月16日(火)	選定結果通知
7月1日(水)	契約締結
7月1日(水)	業務開始

(5) 審査基準

下記基準をもとに、5段階の評点を経て、当財団にて審査を実施。

- ・業務の目的及び業務の理解度
- ・企画内容の的確性、実現性など
- ・実施体制の妥当性
- ・類似業務実績の豊富さ
- ・費用根拠の妥当性

(6) 選定結果通知

選定結果通知は、採否にかかわらず、応募者全員に書面にて通知する。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けられないものとし、審査内容については開示しない。

(7) 失格事由

応募者に次の行為があった場合は、失格(選定対象から除外)とする。

- ①選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③応募書類に虚偽の記載が認められた場合
- ④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9. その他

- ①応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

- ②応募書類及び添付書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、応募書類及び添付書類は、事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には使用しない。
- ③応募書類及び添付書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。
- ④「8. 選定手続(7)失格事由」等により法人が損害を被った場合、賠償を請求することがある。
- ⑤この要領に定めのない事項については法人と協議の上、決定するものとする。

10. 問い合わせ先・提出先

〒541-0053

大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 13 階

公益財団法人大阪産業局 大阪プロダクトエコシステム創出事業担当

TEL 06-6264-9919 MAIL: product@obda.or.jp